

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2023年12月18日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第1条 (約諾)	第1条 (約諾)
(省 略)	(現行どおり)
2. 当社は、お客様の諸届出事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準、 <u>その他の口座開設に必要な事項について審査を行います。</u> お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引の申込を承諾した場合、本取引に係る口座(以下、「本口座」という)を開設するものとします。	2. 当社は、お客様の諸届出事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準 <u>および</u> その他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引の <u>お申込み</u> を承諾した場合、本取引に係る口座(以下、「本口座」とい <u>います。</u>)を開設するものとします。 <u>なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</u>
3. 当社は、本取引を行った結果発生するお客様の損益金、金利調整額、分配相当額、貸株料調整額および金銭の受払いを、全て本口座で処理するものとします。	3. 当社は、本取引に <u>て</u> 発生するお客様の損益金、金利調整額、分配相当額、貸株料調整額および金銭の受払いを、全て本口座で処理するものとします。
第2条 (口座の開設)	第2条 (口座開設基準)
お客様は、 <u>口座の開設申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</u>	<u>当社は、口座開設基準について以下の各号に定めます。</u> お客様は、 <u>口座開設のお申込みにあたり、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</u>
(省 略)	(現行どおり)
2. 当社は、 <u>第1項および当社の口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設に応諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</u>	(削 除)
3. <u>当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、そのご意思の「回答」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</u>	(削 除)
(1) <u>本取引の継続を希望する場合は、本取引の継続を可とします。</u>	
(2) <u>本取引の継続を希望しない場合は、本規定に</u>	

現 行	改正後
<p><u>より解約とします。</u></p> <p><u>(3) 回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>4. 本取引を開設したお客様が、第2条第1項を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認) お客様は、本取引を行うに際し、当社よりあらかじめ受領した店頭デリバティブ取引に係るご注意、説明書、本約款および確認書を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>2. (1) (省 略)</p> <p>(2) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、各証券市場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、<u>証拠金預託額を上回るおそれがあること。</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 本取引は、相対取引であり、お客様には、当社を相手方としてお取引いただきます。一方で当社は、お客様を相手方として成立した取引を、<u>各銘柄の原市場にてカバー先業者を通じてカバー取引 (反対売買) します。</u>そのため、当社、もしくは取引先であるカバー先業者の経営・財務状況の変化および原市場の状況、それらに関する外部評価の変化等により、お客様のお取引の機会が制限され、当初予定していた経済効果が得られない<u>こと</u>おそれがあること。</p> <p>(新 設)</p> <p>(5) 当社が取り扱う銘柄の原市場においては、各取引所やカバー先業者の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。また、上場投資信託 (ETF) が、各取引所の定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になる可能性があること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引自体が困難または不可能となるおそれがあること。</p> <p>(6) (省 略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認) お客様は、本取引を行うに<u>あたり</u>、当社よりあらかじめ受領した店頭デリバティブ取引に係るご注意、説明書、本約款および確認書を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>2. (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、各証券市場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、<u>お客様からお預かりしている証拠金額を上回るおそれがあること。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 本取引は、相対取引であり、お客様には、当社を相手方としてお取引いただきます。一方で当社は、お客様を相手方として成立した取引を、<u>カバー取引先金融機関 (以下、「カバー先」といいます。)</u>を通じてカバーと反対売買をします。そのため、当社、もしくはカバー先の経営・財務状況の変化および原市場の状況、それらに関する外部評価の変化等により、お客様のお取引の機会が制限され、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあること。</p> <p>(5) 本取引は、<u>建玉を翌営業日に持ち越すことにより、金利調整額の支払いが発生します。売建玉については貸株料調整額の支払いも合わせて発生します。</u></p> <p>(6) 当社が取り扱う銘柄においては、各取引所やカバー先の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。また、上場投資信託 (ETF) および上場投資証券 (ETN) が、各取引所の定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になる可能性があること。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引自体が困難または不可能となるおそれがあること。</p> <p>(7) (現行どおり)</p>

現 行	改正後
<p>(7) (省 略)</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(9) (省 略)</p>	<p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p>
<p>第5条 (取引時間および取引可能日)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 前項に定める利用時間内であっても、当社は国内および海外の市場環境その他の事象により、本取引に関し、当社が適正な業務遂行が困難と判断した場合、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとしします。</p>	<p>第5条 (取引時間および取引可能日)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 前項に定める取引時間内であっても、当社は国内および海外の市場環境その他の事象により、本取引に関し、当社が適正な業務遂行が困難と判断した場合、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとしします。</p>
<p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. お客様が当社に証拠金として振込にて入金する場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものとしします。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとしします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. お客様が当社に証拠金として銀行振込にて入金する場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものとしします。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとしします。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第8条 (本取引に係るサービスの提供方法)</p> <p>当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス (以下、「本サービス」という) について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第8条 (本取引に係るサービスの提供方法)</p> <p>当社は本取引に係る次の各号に掲げる事項を含む全てのサービス (以下、「本サービス」といいます。) について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第9条 (注文)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. お客様の注文が当該注文成立時の市場価格と明らかに乖離した価格で成立した場合、当社が当該注文を取消することができるものとしします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第9条 (注文)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. お客様の注文が当該注文成立時の市場価格と明らかに乖離した価格で成立した場合、当社は当該注文を取消することができるものとしします。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第12条 (取引価格)</p>	<p>第12条 (取引価格)</p>

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>3. バグレート (異常値) の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとしします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>3. <u>マーケットの流動性が著しく低下する場合、価格提示履歴に記載のない不利な価格で約定することがあることをお客様はあらかじめ了承するものとしします。また、バグレート (異常値) の判定は当社が行い、当社がバグレートであると判断した場合はその成立した取引についてお客様の有利・不利にかかわらず全て無効とするものとし、その成立した取引にかかわる損益の調整等については当社の処理に従うものとしします。</u></p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第18条 (期限の利益を喪失した場合等における決済)</p>	<p>第18条 (期限の利益を喪失した場合等における決済)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>5. 第3項および第4項に基づき、お客様または当社が本取引に係る未決済建玉の決済を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は、当社に対して<u>当該損失相当額</u>を直ちに支払わなければならないものとしします。</p>	<p>5. 第3項および第4項に基づき、お客様または当社が本取引に係る未決済建玉の決済を行った結果、<u>証拠金預託額以上の損失が生じた場合には、お客様は、当社に対して損失額と証拠金預託額の差額</u>を直ちに支払わなければならないものとしします。</p>
<p>第19条 (差引計算)</p> <p>第17条第1項および第2項各号に定める事由その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、当該債務とお客様の当社に対する<u>債権その他一切の債権とを</u>、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとしします。</p>	<p>第19条 (差引計算)</p> <p>第17条第1項および第2項各号に定める事由その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、当該債務とお客様の当社に対する一切の債権を、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとしします。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第23条 (届出事項の変更)</p> <p>お客様が当社に<u>届出</u>た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく、当社の定める方法で、その旨を当社に届出るものとしします。</p>	<p>第23条 (登録事項の変更)</p> <p>お客様が当社に<u>ご登録</u>になった氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく、当社の定める方法で、その旨を当社に届出るものとしします。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 本取引を開設したお客様が、第2条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して届出るものとしします。</u></p>

現 行	改正後
<p>第24条（外国政府等の重要な公人に係る条項） お客様は、外国政府等の重要な公人(Politically Exposed Persons)等に該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第24条（外国政府等の重要な公人に係る条項） お客様は、外国政府等の重要な公人(Politically Exposed Persons)等に該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>第26条（解約）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第26条（解約）</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、<u>第2条第4項の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には</u>、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1)～(5) (省 略) (新 設)</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(8) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適切であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、<u>第28条第4項に掲げる取引をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3. 前項の場合において、お客様に未決済の建玉があるときは、当社は任意に、<u>当該建玉を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様の計算において行うことができるものとします。</u>また、その決済の結果、お客様の当社に対する債務が生じた場合は、お客様は直ちにその債務を弁済しなければならないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、<u>第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、第23条第2項の規定に該当した場合には</u>、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p><u>(6) 満年齢が75歳以上のお客様で、当社が年1回本取引継続のご意思について確認を求めた際に、継続を希望しないご回答をいただいたとき。</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適切であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、<u>第28条第4項に掲げる取引をいいます。</u></p> <p><u>(10) その他説明書に記載の解約事項に該当したとき。</u></p> <p>3. 前項の場合において、お客様に未決済の建玉があるときは、当社は任意に、<u>当該建玉の決済をお客様の計算において行うことができるものとします。</u>また、その決済の結果、お客様の当社に対する債務が生じた場合は、お客様は直ちにその債務を弁済しなければならないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>第27条（免責事項）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第27条（免責事項）</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行	改正後
<p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、本取引のカバー先 <u>金融機関</u>のコンピューターシステムやソフトウェアの故障、誤作動、遅延（当社の故意または重過失に起因する場合を除く）等の本取引に関するコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障もしくは誤作動等、機器および通信回線の瑕疵または第三者による妨害等により生じた損害。</p> <p>(9)～(18) (省 略)</p> <p><u>(19) 価格配信元からの価格配信停止または異常価格の配信等により取引価格の配信が停止したことにより生じた損失および損害。</u></p> <p><u>(20)</u> (省 略)</p>	<p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) お客様および<u>当社</u>のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、本取引のカバー先のコンピューターシステムやソフトウェアの故障、誤作動、遅延（当社の故意または重過失に起因する場合を除く）等の本取引に関するコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障もしくは誤作動等、機器および通信回線の瑕疵または第三者による妨害等により生じた損害</p> <p>(9)～(18) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(19)</u> (現行どおり)</p>
<p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p>	<p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>5. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の本口座の<u>新規取引を規制し、</u></p> <p>過去に遡り約定を取消することができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p>	<p>5. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の本口座の<u>新規取引の規制を</u>できるものとします。</p> <p><u>6. 当社は、本条第4項の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り約定を取消することができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</u></p> <p><u>7. 当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本取引継続のご意思について確認を求めます。当社が定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様の取引を制限し、本規定に基づく必要な措置を講じることができるものとします。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第31条（改訂および承認）</p>	<p>第31条（改訂および承認）</p>
<p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ等で開示するものとし、<u>重要な改訂については、書面またはメールをもつ</u></p>	<p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ<u>上で</u>通知するなど、<u>当社の定める方法により</u>通知するものとします。</p>

現 行	改正後
<p data-bbox="156 203 587 237"><u>てお客様に通知するものとします。</u></p> <p data-bbox="359 282 549 315">(以下、省 略)</p> <p data-bbox="711 365 767 398">以上</p> <p data-bbox="528 483 767 517">2023年<u>1</u>月<u>18</u>日作成</p> <p data-bbox="528 521 767 555">2023年<u>1</u>月<u>30</u>日交付</p>	<p data-bbox="1015 282 1262 315">(以下、現行どおり)</p> <p data-bbox="1398 365 1453 398"><u>以上</u></p> <p data-bbox="1198 483 1453 517">2023年<u>12</u>月<u>13</u>日作成</p> <p data-bbox="1198 521 1453 555">2023年<u>12</u>月<u>18</u>日交付</p>